

質問に対する回答について

（令和７年度さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能検討支援業務）

令和7年4月11日

提出されました質問について、次のとおり回答します。

番号	質問	回答
1	・参加表明手続の提出書類について プロポーザル実施要項「３ 参加資格（６）の契約実績を証明する書類（契約書の写し等）」とありますが、契約書の写しに代えて、TECRIS登録内容確認書の提出をお認めいただけますでしょうか。	問題ありません。
2	・様式５（業務実績）について 「契約書の写しを添付」とありますが、契約書の写しに代えて、TECRIS登録内容確認書の提出をお認めいただけますでしょうか。	問題ありません。
3	・様式５（業務実績）に記載する業務実績について 現在継続中の業務の実績でもよろしいでしょうか。	適正な履行について担保ができないので、継続中の業務の実績は認められません。
4	・企画提案書について フォントサイズの指定はありますか。また、フォントサイズの指定がある場合、図表については適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	フォントサイズの指定はありません。
5	・企画提案書について 「日本産業規格A列３番で１枚」とありますが、A3判１枚の中に実施体制図、業務工程表及び提案内容を全て記載するというのでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	・実施方針について 要求水準書「６ 業務内容」において、令和７年１０月に策定予定とありますが、「策定」とは公表できる実施方針（案）の状態になっているという理解でよろしいでしょうか。また、実施方針の公表時期はいつ頃を予定していますか。	お見込みのとおりです。 公表の時期については、令和７年１０月から１２月頃を予定しています。
7	・公募要項について 要求水準書「６ 業務内容」において、令和７年１２月に策定予定とありますが、「策定」とは公表できる公募要項（案）の状態になっているという理解でよろしいでしょうか。また、公募要項の公表時期はいつ頃を予定していますか。	お見込みのとおりです。 公表の時期については、令和８年４月以降を見込んでいます。
8	・捺印について 様式２のみ捺印が必要、他は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	質問	回答
9	・ 参加表明手続の提出書類について 綴じ方等の指定はございますでしょうか。	特にありません。
10	・ 企画提案書等の提出書類について 正本・副本それぞれ綴じ方等の指定はございますでしょうか。	特にありません。
11	・ 業務委託契約書案について 現時点でご提示いただくことは可能でしょうか。	最優秀提案者と市が協議し、本業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結するため、現時点で提示はできません。なお、業務委託契約書は、さいたま市契約規則第26条の規定に基づき作成いたします。